

令和6年度第8回

登別市教育委員会会議録

日 時 令和6年11月28日（木）午後4時30分

場 所 登別市民会館 小会議室

## 第8回 教育委員会議事日程

1 日 時 令和6年11月28日(木) 午後4時30分

2 場 所 登別市民会館 小会議室

### 3 議案

議案第10号 登別市立学校学校医等表彰について

議案第11号 登別市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第12号 登別市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

### 4 情報提供

(1) 令和7年登別市二十歳のつどいについて

### 5 出席者

(教育委員会5名)

教育長	安宅 錦也	委員	赤井 秀輝
委員	堅田 裕	委員	上村 正人
委員	木村 雅美		

(事務局12名)

教育部長	館下 貴子	教育部参与	菅田 浩之
教育部次長	西川原 邦彦		
総務グループ総括主幹	古村 健	建築主幹	南雲 宏明
学校教育グループ総括主幹	林倉 邦明	学務主幹	秋葉 洋範
学校給食センター長	松田 大輔		
社会教育グループ総括主幹	大越 智輝		
地域クラブ活動推進主幹	相澤 恭介	文化・文化財主幹	菅野 修広
図書館長	鈴木 貴寛		
事務局(総務グループ)	山中 慧崇		

安宅教育長：ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年度第8回教育委員会を開会します。本日の議事は、議案3件、情報提供1件となっております。

最初に、議案第10号「登別市立学校学校医等表彰について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

林倉学校教育グループ総括主幹：議案第10号「登別市立学校学校医等表彰について」ご説明します。資料の1ページをお開きください。

登別市立学校学校医等表彰規程第2条の規定により、令和6年度登別市立学校学校医等表彰の表彰対象者を次のとおりとし、第4条の規定により表彰日を次のとおり定めたいので教育委員会の議決を求めるものであります。

今年度の表彰者は、学校医の開田 博之 氏が30年表彰、学校歯科医の宮武忠司 氏と日置 圭 氏、工藤 善史 氏がそれぞれ20年表彰、学校医の皆川夏樹 氏と学校薬剤師の澤 寛子 氏が10年表彰の合計6名が対象者となっております。担当する学校につきましては記載のとおりとなっております。

次に表彰日についてであります。2ページの登別市立学校学校医等表彰規程抜粋の第4条の規定により、表彰日は、教育委員会が定める日とされておりますので、事務局案としましては、本日、令和6年11月28日とし、後日、教育委員会事務局で被表彰者を訪問し、表彰したいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

安宅教育長：ただ今、議案第10号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

安宅教育長：これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**安宅教育長：**異議ないものと認めます。したがって、議案第10号については、原案のとおり決しました。

次に、議案第11号「登別市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。

**松田学校給食センター長：**議案第11号、「登別市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」ご説明します。

登別市学校給食センター運営委員会は、登別市学校給食センター条例第5条の規定により設置しており、教育関係者や学識経験者を有する各団体からの推薦を受けた10名の委員で構成されております。

令和6年11月30日を持ちまして、現任の委員の委嘱期間が満了となることから、改めて教育関係者や学識経験者を有する各団体に推薦を依頼し、10名の推薦がありましたので、後任委員として委嘱したく、教育委員会の議決を求めるものです。

なお、委嘱期間は令和6年12月1日から令和8年11月30日までの2年間となっております。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

**安宅教育長：**ただ今、議案第11号について説明がありました。ご質疑等はございませんか。

(「ありません」の声あり)

**安宅教育長：**これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**安宅教育長：**異議ないものと認めます。したがって、議案第11号については、原案のとおり決しました。

次に議案第12号「登別市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

事務局からの説明をお願いします。

**林倉学校教育グループ総括主幹：**資料の配付が当日配布となりましたこととお詫び申し上げます。追加資料の1ページをご覧ください。議案第12号「登別市立の学校

の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、現行の健康保険の被保険者証（以下「健康保険証」）については、令和6年12月2日以降マイナンバーカードを健康保険証として利用する仕組みに移行されることから、「登別市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則」において、「別記様式第11号（第17条関係）」に関し、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、資料の新旧対照表にあるとおり、改正前の別表において、「被災職員に関する事項」の「共済組合員証健保組合員証記号番号」欄について、改正後は「被保険者資格情報記号番号」欄とするものです。

なお、この規則の一部改正は、令和6年12月2日からの施行を予定しております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

**安宅教育長：**ただ今、議案報告第12号について説明がありました。ご質疑等はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**安宅教育長：**これをもって質疑を終わります。この件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**安宅教育長：**異議ないものと認めます。したがって、議案第12号については、原案のとおり決しました。

以上で本日の議事は全て終了しました。次に事務局から情報提供をお願いします。

**大越社会教育グループ総括主幹：**「令和7年登別市二十歳のつどいについて」情報提供いたします。情報提供等資料の1ページをお開きください。

成人にとって大きな節目である20歳を祝う「令和7年登別市二十歳のつどい」を、令和7年1月12日 日曜日 午後1時から登別市民会館大ホールにおいて開催いたします。

対象者、テーマ、次第は資料記載のとおりであります。

一昨日11月26日現在の対象者数であります。市内に住民登録のある方が382名。このほか、現在、市内に住民登録がない方84名から参加申し込みをいただいております。こちらは随時受け付けしております。

先ほど委員の皆さまに「二十歳のつどい」ご臨席のお願いの文書をお渡ししております。出欠につきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、12月19日木曜日までに文書記載の電子フォームからご回答いただくと幸いです。

説明は以上です。

**安宅教育長**：この件についてご質疑等ございませんか。

（「ありません」の声あり）

**安宅教育長**：それでは、すべての案件が終了しました。

委員の皆様より、情報提供等ございませんか。

（「ありません」の声あり）

**安宅教育長**：最後に、12月の定例教育委員会の開催日について予定したいと思いますが、次回の開催日について、事務局の方で考えがあればお願いします。

**古村総務グループ総括主幹**：定例の教育委員会につきましては、毎月最終木曜日開催しているところではありますが、年末ギリギリの開催となってしまうことから、1週早い、12月19日木曜日の16時30分からと考えております。

**安宅教育長**：それでは、事務局より提案のありました12月19日木曜日で皆様のご都合は如何でしょうか。

**堅田委員**：すいません。歯科医師会の役員会がありますので、欠席でお願いします。

**安宅教育長**：という事でよろしく申し上げます。では後の委員の方はよろしいでしょうか。

（「大丈夫です」との声あり）

**安宅教育長：**では、19日という事で決定とさせていただきます。詳細につきましては、後日事務局よりお知らせ願います。

それでは本日の会議についてはすべて終了しましたので、これで閉会したいと思いますけど。よろしいですか。どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。